

## 第10節 交通の確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

### 第1 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずる。

#### 1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を本町又は大阪府に報告する。

#### 2 各施設管理者における対応

##### (1) 銑道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防署、泉大津警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

##### (2) 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防署、泉大津警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

##### (3) 港湾施設・漁港施設（大阪府）

ア 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、本町消防署、泉大津警察署、第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）に通報し、出動の要請を行う。

ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

## 第2 交通の機能確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### 1 障害物の除去

各施設管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

### 2 各施設管理者における復旧

#### (1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

#### (2) 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

ア 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して、応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

#### (3) 港湾施設、漁港施設（大阪府）

ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。

イ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。